

参 考

- 学校法人会計基準第30条第1項第4号に規定する恒常的に保持すべき資金の額について（平成25年9月2日文科高第381号 文部科学大臣裁定）

（傍線部分は変更部分）

新	旧
<p>○ <u>学校法人会計基準第30条第1項第4号に規定する恒常的に保持すべき資金の額について（平成25年9月2日文科高第381号 文部科学大臣裁定）</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 学校法人が学校法人会計基準第30条第1項第4号の規定に基づき、恒常的に保持すべき資金の額は、前年度の<u>事業活動収支計算書における教育活動収支</u>の<u>人件費（退職給与引当金繰入額及び退職金を除く。）</u>、<u>教育研究経費（減価償却額を除く。）</u>、<u>管理経費（減価償却額</u></p>	<p>○ <u>恒常的に保持すべき資金の額について（昭和62年8月31日文高法第224号 文部大臣裁定）</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 学校法人が学校法人会計基準第30条第1項第4号の規定に基づき、恒常的に保持すべき資金の額は、前年度の<u>消費支出</u>の<u>人件費（退職給与引当金繰入額（又は退職金）を除く。）</u>、<u>教育研究経費（減価償却額を除く。）</u>、<u>管理経費（減価償却額を除く。）</u>及び借入金等利息</p>

を除く。)及び教育活動外収支の借入金等利息の決算額の合計を12で除した額(100万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てることのできる。)とする。

なお、本項により計算した額(以下「計算額」という。)が前年度の保持すべき資金の額を下回るときは、その差額を取崩しの対象としなければならない。

2. (特例)

ア. 計算額が、前年度の保持すべき資金の額の100分の80以上100分の100未満の場合は、前項の規定にかかわらず、前年度の保持すべき資金の額をもって、当年度の保持すべき資金の額とする。

イ. 計算額が、前年度の保持すべき資金の額の100分の100を超えて100分の120以内の場合、前項の規定にかかわらず、前年度の保持すべき資金の額をもって、当年度の保持すべき資金の額とすることができる。

3. (経過措置)

ア. 平成27会計年度に係る計算額

① 平成27会計年度に係る計算額は、平成26会計年度の消費支出の人件費(退職給与引当金繰入額(又は退職金)を除く。)、教育研究経費(減価償却額を除く。)、管理経費(減価償却額を除く。)及び借入金等利息の決算額の合計を12で除した額(100万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てることのできる。)とする。

の決算額の合計を12で除した額(100万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てることのできる。)とする。

2. (特例)

ア. 前項により計算した額(以下「計算額」という。)が前年度の保持すべき資金の額を下回るときは、前項の規定にかかわらず、前年度の保持すべき資金の額をもって、当年度の保持すべき資金の額とする。

イ. 計算額が、前年度の保持すべき資金の額の100分の100を超えて100分の120の範囲内にあるときは、前項の規定にかかわらず、前年度の保持すべき資金の額をもって、当年度の保持すべき資金の額とすることができる。

3. (経過措置)

ア. 昭和63会計年度に係る計算額が、昭和62会計年度末基本金額

(改正前の学校法人会計基準第30条第1項第4号に係る基本金の額をいう。)を下回るときは、計算額の100分の100以上昭和62会計年度末基本金額(計算額の100分の200を超える場合にあっては、当該計算額の100分の200を限度とする。)以下の範囲内において、学校法人が定める額をもって、昭和63会計年度の保持すべき資金の額とする。

② ①により計算した額が、前年度の保持すべき資金の額を下回る
ときは、①の規定にかかわらず、前年度の保持すべき資金の額を
もって、当年度の保持すべき資金の額とする。

③ ①により計算した額が、前年度の保持すべき資金の額の100
分の100を超えて100分の120以内の場合、①の規定に
かかわらず、前年度の保持すべき資金の額をもって、当年度の保
持すべき資金の額とすることができる。

イ. 平成28会計年度に係る計算額

平成28会計年度に係る計算額が、平成27会計年度に係る基本
金の額を下回る場合については、2.ア.に定める特例は適用しな
いものとする。

ウ. 都道府県知事所轄法人に関する特例

都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあつては、3.ア.及び
イ.に示すものについては、「平成26会計年度」を「平成27会
計年度」に、「平成27会計年度」を「平成28会計年度」に、「
平成28会計年度」を「平成29会計年度」にそれぞれ読み替える
ものとする。

4. この裁定は、平成27年度（都道府県知事を所轄庁とする学校法人
にあつては、平成28年度）以降の会計年度に係る会計処理及び計算
書類の作成について適用する。

イ. 昭和63会計年度に係る計算額が、昭和62会計年度末基本金
額の100分の100を超えて100分の120の範囲内にある
ときは、昭和62会計年度末基本金額をもって、昭和63会計年
度の保持すべき資金の額とすることができる。

(新設)

(新設)

4. この裁定は、昭和63年度以後の会計年度に係る会計処理及び計算
書類の作成について適用する。

1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions and activities. It emphasizes the need for transparency and accountability in financial reporting.

2. The second part of the document outlines the various methods and techniques used to collect and analyze data. It includes a detailed description of the experimental procedures and the statistical analysis performed.

3. The third part of the document presents the results of the study, including a comparison of the different methods and techniques used. It also discusses the implications of the findings for future research.

4. The fourth part of the document provides a summary of the key findings and conclusions. It highlights the strengths and limitations of the study and offers suggestions for further research.

5. The final part of the document contains a list of references and a list of figures and tables. It also includes a list of appendices and a list of abbreviations.

6. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions and activities. It emphasizes the need for transparency and accountability in financial reporting.

7. The second part of the document outlines the various methods and techniques used to collect and analyze data. It includes a detailed description of the experimental procedures and the statistical analysis performed.

8. The third part of the document presents the results of the study, including a comparison of the different methods and techniques used. It also discusses the implications of the findings for future research.

9. The fourth part of the document provides a summary of the key findings and conclusions. It highlights the strengths and limitations of the study and offers suggestions for further research.

10. The final part of the document contains a list of references and a list of figures and tables. It also includes a list of appendices and a list of abbreviations.